

別記様式第 13 号 議事録

令和 7 年 9 月 22 日公表

令和 7 年度 第 1 回名古屋支社等入札監視委員会定例会議議事録

開催日及び場所	令和 7 年 8 月 8 日（金） 中日本高速道路（株）8 階会議室	
出席委員 （敬称略。委員については、50 音順。）	委員長：鈴木 峰生（名古屋市立大学 副理事長・事務局長） 委員：小高 猛司（名城大学 教授） 中村 光（名古屋大学 教授） 林 友梨（弁護士） 森田 明美（弁護士） 横田 直和（関西大学 名誉教授）	
審議対象期間	令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 5 件	（備考）
工事（一般競争入札方式）	1 件	
工事 （防災型発注方式）	1 件	
工事 （個別契約）	1 件	
調査 （簡易公募型競争入札）	1 件	
物品 （一般競争入札方式）	1 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	（別紙のとおり）	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	審議案件について、特に問題なし。コメントとして次の 4 点を示す。 ・総合評価落札方式においては、技術評価の項目選定が、より適切な項目となるよう検討すること。 ・予防保全に取組み、良好なメンテナンスを行うことで、緊急補修等の工事が生じないようにしていただきたいが、緊急補修が発生した場合には、防災型方式などを活用することによりスピード感を持って適切に対応されたい。 ・低入札調査について、品質確保に留意しながら、事業者へのヒアリングを適切に行った上で履行能力を判断するようにされたい。 ・総合評価落札方式簡易型においては、より適切に価格評価点を反映するように検討されたい。	

別紙 委員からの意見・質問、それに対する回答等

1. 入札及び契約手続の運用状況等の報告（委員会規則第2条第1号）	
意見・質問	回答
特になし	—

2. 入札執行状況等に関する統計のとりまとめ及び分析結果の報告・審議（委員会規則第2条第3号）	
意見・質問	回答
① 入札執行件数等の中で、低入札価格調査の結果、失格としたものと記載があるが、事業者に対して失格基準は公表されているのでしょうか。	① 工事の入札における低入札重点価格調査の失格基準（直接工事費（当社積算の50%）、共通仮設費（当社積算の45%）、現場管理費（当社積算の45%）は、当社のWEBサイトに掲載している「工事の低入札価格調査に関する事務取扱について」及び「入札契約制度のあらまし」の中で公表しています。

3. 入札及び契約に係る談合等不正行為の疑義事案並びに手続の瑕疵等の疑義事案に関する調査結果の報告・審議（委員会規則第2条第4号）	
意見・質問	回答
① 当社の手続きの瑕疵による契約解除事案と記載がありますが、契約解除に至った場合、それ以降はどのような手続きを行うのでしょうか。	① 原則、再度入札公告をして、入札契約手続きを行います。
② 再度入札公告を行う場合、当初に調達を予定していた時期からは遅れるということでしょうか。	② そのとおりです。

4. 契約変更に関する点検結果の報告・審議（委員会規則第2条第5号）	
意見・質問	回答
特になし	—

5. 抽出案件の審議	
(1) 工事（一般競争入札方式）	
工事名：東名高速道路 上郷高架橋塗替塗装工事（2024年度）	
① 本工事は低濃度 PCB 対応として施工されたものと認識していますが、同様の工事は今後多数あるのでしょうか。	① 名古屋支社管内には対象橋梁が30橋あり、低濃度 PCB の処理期限である令和8年度末に間に合うように順次施工を進めています。

② 技術審査結果から、価格評価点よりも技術評価点で各者の点数差がついているものと見受けられますが、評価項目の「中日本高速道路株式会社への貢献度」（指名型見積協議方式・防災型発注方式の受注件数によって評価点が加算される）は、塗替塗装の工種において、適切な評価項目なのでしょうか。塗替塗装工事を主とする事業者では実績が乏しく、結果的に総合建設業者に評価が偏ると思われませんが、如何でしょうか。 ③ 技術評価とは技術的な面で工事の施工能力を測るための評価と認識しているため、事業者の過去の取引実績等を評価する「中日本高速道路株式会社への貢献度」といった評価項目に違和感を覚えますが、如何でしょうか。 ④ 本工事は総合評価方式ですが、価格評価点と技術評価点の比重はどのようになっているのでしょうか。 ⑤ 価格評価点の比重が高い評価方式とのことです。実際には技術評価点の高かった者が受注しています。価格評価点の点差は、技術評価点の点差に比べると狭い範囲に集中しており、実質的には技術評価点が落札結果を左右しているように思われますが、如何でしょうか。 また、現在の価格評価の計算式はいつ頃から導入されているのでしょうか。 さらに、価格評価点の計算式は簡易型と他の方式で異なるのでしょうか。	② 塗装工事では企業の貢献度が評価しづらいのが実情であり、評価項目の妥当性について、今後改善を検討しております。 ③ 技術評価においては、過去に受注した工事の成績や施工実績等、様々な視点で評価し、総合的に勘案しておりますので、過去の取引実績に偏って評価を行っているわけではありません。 ④ 総合評価（簡易型）においては、価格評価点と技術評価点の割合は5対1となります。 ⑤ 当社の採用している総合評価方式は加算方式であり、施工技術競争型（価格評価点5：技術評価点5）、技術提案評価型（価格評価点5：技術評価点2）、簡易型（価格評価点5：技術評価点1）の3種類に区分されます。 また、価格評価点の算出方法については、制限価格の範囲内で、低入札調査基準価格に最も近い者が満点を取るようになっています。これは、不適切ではない価格の中で最低価格を提示した者を最も高く評価するという考え方によるものです。 この計算式を導入したのは15年程前で、当時は設計額の77～78%が低入札調査基準価格でしたが、国の基準が年々上がっているに伴い、現在では設計額の93%前後が低入札調査基準価格となっていることから、低入札調査基準価格と制限価格の間が狭くなっているのが現状です。 本工事の入札では、もともと狭い価格領域に
--	---

価格評価点の計算式によると、入札価格の低い者と高い者に同じ評価点が付く場合が見受けられるため、その点について何か工夫されるとよいかと思えます。 ⑥ 通常の競争入札における入札価格は低い方がよいということでありながら、総合評価方式では適正な価格で入札した者が良いという発想であるため、基本的な考え方がかなり異なるように感じています。 その前提であれば、総合評価方式以外でも適正な価格で入札した者を落札者とするような契約方式があってもいいと思いますが、如何でしょうか。 ⑦ 低入札価格調査においては、入札者側がその価格で受注できる根拠を発注者に提示し、発注者側が確認できれば、入札価格にて契約するものという認識でいいのでしょうか。	において、たまたま大半の入札者が低入札調査基準価格に近い価格で入札を行ったため、価格評価点で点差が付かず、結果的に技術評価点の点差により落札者が決まりました。 ただし、この結果は例外的であり、通常は価格で決まるケースが多いところです。 ⑥ 総合評価方式の課題であり、評価項目をある一定の内容で固定すると入札者間の点差がつかなくなり、一方で価格評価の比重及び価格評価式を変えても矛盾が生じるところです。 そのうえで、安ければ良いという考え方ではなく、低入札調査基準価格を軸に、適正価格での受注を重視することで、統一性を持たせています。 ⑦ その通りです。低入札調査基準価格は、それを下回った金額での入札の場合でも即失格とせず、調査を実施して適正に履行可能であることが確認できれば契約締結する基準としております。
(2) 工事 (防災型発注方式)	
工事名： 東名阪自動車道 木曽川橋他 2 橋鋼橋緊急補修工事	
① 発注者からの指名に対して、事業者側の社会的責任感から意欲的に受注するという心理が働きそうなものですが、1 者のみの応札になった結果をどのように受け止めていますでしょうか。 ② 本工事の受注者が従前から同様の工事を受注していたため、他者が入札を敬遠したというようなことはないのでしょうか。	① 当社と防災協定を締結している事業者に対して指名をしているため、応札者が複数いることを期待していましたが、手持ち業務の状況や配置技術者の不足により応札に至らなかったものと思われます。 ② 毎年繰り返し同じ事業者に対して契約する手続きを取っておらず、災害応援協定の締結事業者に対して都度指名していますので、手持ち業務の状況や配置技術者の不足により

③ 発注不成立時の協議先が想定されていますが、実際にそのような手続きに移行するケースはあるのでしょうか。 ④ 緊急性が高い工事を防災型発注方式にて発注しているかと思いますが、不成立になった場合、その後の手続きはどのようなになるのでしょうか。 ⑤ 点検を行ってから A 判定がされるまでどれくらいの時間がかかったのか、仮に本発注方式を取らなかった場合、工事契約までどの程度の時間を要したと思われるか、また本発注方式における工期設定の考え方について教えてください。 ⑥ 年度単位で点検結果をまとめて発注を行うとのことでしたが、本工事の発注に係る契約手続審査委員会は令和 6 年 10 月 15 日に行われており、手続きに時間を要しているように見受けられます。その点については如何でしょうか。	応札に至らなかったものと思われます。 ③ 国や地方自治体等の発注者は、予算制度上、年末から年度末にかけて工事が集中するため、配置技術者が確保できないケースもあり、本工事の発注時期によっては、不成立だった場合の協議先に打診することも想定されます。 ④ いずれの指名者からも応札が無かった場合は、近隣で工事を受注している者等に特命契約で打診することとなります。 ⑤ 本工事の対象箇所は、2023 年度に 1 か月程度かけて順次点検・判定しております。年度末頃に対象箇所全ての点検・判定が完了し、損傷状況に応じて優先順位を整理し、発注手続きに至っています。 防災型発注方式では、調査・設計を発注した後、その設計成果品をもって工事の発注を行う通常の発注手続きと比べて、応札者を公募する時間や調査・設計を含めて発注する点など、おおむね 2 か月程度の時間短縮効果があります。 工期設定については、緊急性の高い工事であり、比較的短い工期で施工することが望ましいですが、本工事においては補修箇所が約 70 か所と多いため、それを考慮した工期設定としており、調査・設計を完了した箇所から順次施工するという流れになります。 ⑥ 緊急性の高い工事であると認識していますので、基本的には少しでも早く手続きを進めるものですが、結果的に損傷状況に応じた優先順位の整理に時間を要してしまいました。
---	---

⑦ 入札手続きの簡素化に留まらず、点検から発注に至るまでの時間をトータルで短縮できるような仕組みづくりを検討願います。 ⑧ 本工事を受注した場合、総合評価方式（簡易型）において加点評価を受けられることは受注者のメリットですが、その他にも何かインセンティブはあるのでしょうか。 ⑨ 緊急性の高い工事でありながら、工事数量も多く、工期も長いことから、本工事を実績として今後も発注を継続していくというよりも、定期的なメンテナンスの計画を立てていくべきだと思いますが、今後はどのように対応されていくよう考えているのでしょうか。 ⑩ 防災工事の場合、仮復旧と本復旧の2つの概念があると思いますが、本工事の場合は緊急性が高いものの、本復旧も含めた工事と思われます。仮復旧と本復旧の工事を分けて施工することはないのでしょうか。	⑦ 承知しました。 ⑧ 現時点で総合評価方式（簡易型）の評価における加点以外のメリットがありませんので、今後検討させていただきます。 ⑨ 本工事の損傷個所においては、過年度より漏水対策や防錆材の使用など、予防的措置を実施してまいりました。今後は計画的な点検と補修を強化し、緊急工事の発生を可能な限り抑制していくよう、努めてまいります。 ⑩ 災害復旧の基本的な考え方として、仮復旧作業と本復旧工事があります。作業と工事は明確に区分されており、仮復旧と本復旧を同時に行うことはありません。 被災直後は、取り急ぎ交通解放することを優先し、グループ会社などが仮復旧作業を進めます。この段階では工事数量も不明であり、応急的な復旧作業に留まります。その後、本復旧のための工事発注手続きに移ります。
（３）工事（個別契約）	
工事名：名古屋支社 プローブ解析情報処理設備改造工事（2024年度）	
① 工事内容からは、各支社とのデータ連携により、全社的に一体でデータを取扱う工事と思われますが、工事金額の妥当性を確認する観点で、他支社との情報共有はされるのでしょうか。 また、他支社の工事では、名古屋支社の受注者以外の者が施工しているのでしょうか。 ② 個別の施設であれば支社ごとの工事であると思いますが、本工事のような情報処理設備工事の場合、全社的に統一感を持たせるといった考え方はあるのでしょうか。あるいは、	① 工事契約金額については、支社ごとに契約手続きが分かれているため、個別に情報共有することはありません。 また、東京支社においても名古屋支社と同じ受注者が施工しており、両支社の装置で全社の機能を担っております。 ② 工事発注は支社ごとに進めていきますが、全社で統一された仕様を定めていますので、全体として一括発注した場合と同じ効果が期待できます。

支社ごとの発注であっても、全社として一括発注するのと同様な効率性が期待できるとの理解でよいのでしょうか。 ③ 契約制限価格の設定についてはどのように考えているのでしょうか。過去の個別契約の実績からおおよそ金額の目安が分かるということでしょうか。 ④ 基本契約の相手方を決める当初入札においても、参考見積を徴取していたのでしょうか。 ⑤ 基本契約の相手方をどのように選定したのでしょうか。 ⑥ 基本契約を締結する際には、将来の個別契約にかかる締結予定時期や概算額は決まっていないという理解でいいのでしょうか。	③ 本工事の設計書を作成する積算段階では、機器改造費については参考見積を徴取しています。試験調整費、諸経費については、当社の積算基準に基づいて積算を行っています。また、過去の類似案件と比較しながら、契約制限価格の妥当性を確認しています。 ④ 当初入札の際も、機器費については見積条件を付して、参考見積を徴取しています。 ⑤ 当初の競争入札で発注する際に、しゅん功後に基本契約を締結する工事であることを条件として付しています。また、基本契約の内容は、対象設備に改造の必要が生じた際に、個別契約を締結することとしています。 ⑥ そのとおりです。個別契約は、対象設備に改造の必要性が生じた場合に、締結するものとしています。
(4) 調査(簡易公募型競争入札)	
調査名：名古屋第二環状自動車道 単弦ローゼ橋耐震補強	
① 工事の総合評価の場合、適正価格内の最低価格で入札した者の価格評価点が満点になるとのことでしたが、本調査では単純に最低価格で入札した者の価格評価点が満点となっております。適正価格での入札を促すという先ほどの議論と異なりますが、その点は如何でしょうか。	① 調査の簡易公募型競争入札の場合、工事の総合評価の価格評価点における算出方法と異なり、最低価格提示者に満点を与える計算式を採用しています。これは過去の調査において、契約価格と成果品の品質に相関関係が無いとされたためです。

(5) 物品 (一般競争入札方式)	
件名：2024 年度 東海北陸自動車道 高山管内凍結防止剤購入	
① 応札されている事業者では、どれくらいの規模の会社が多いのでしょうか。 ② 本案件の受注者は広く展開されている事業者になるのでしょうか。また、大規模な発注であれば安価に調達できるということはあるのでしょうか。 ③ その年の気候によって実際の発注数量が大きく変動する場合があるとのことですが、数量に変更が生じる場合は、単に比率によって金額を変更するのか、あるいは何らかの形でストック経費を加味して金額を変更するのでしょうか。 ④ 本件において、競争参加資格の有無についての審査を、技術審査と呼称しているのは、何故でしょうか。 ⑤ 技術審査基準の中に原産地が複数確保できることという記載がありますが、実際にこの基準を設けることによるメリットがあれば教えてください。 ⑥ 原産地が複数確保できるとの条件について、どのような書類でそれを確認するのでしょうか。	① 企業の規模は、地域によって傾向が異なるため、一概には言えませんが、地元業者が強い地域もあれば、広域展開している業者が強い地域もあります。 ② 本件の受注者は、中部地区では広範囲に納入している事業者になります。また、材料価格だけで考えれば大規模な発注が価格面で有利となりますが、運搬費の面からは、納入範囲が広くなりすぎると、逆に割高になると見込んでおります。 ③ 本件は単価契約のため、単純に納入数量に単価を乗じて算出した金額により、精算しています。 ④ 凍結防止剤の販売実績や供給能力の審査を行うため、それらを技術的な能力の審査と捉えて、技術審査と呼称しています。 ⑤ 原産国が1国のみでの納入では、その国の情勢によっては納入できなくなるリスクがあるため、原産地を複数確保する条件を設けています。 ⑥ 受注者から提出される納入計画書に原産地を記載してもらうことで確認しています。